仕　　様　　書

1　業務名

消防車両等整備業務（普通）

2　委託期間

契約締結日から令和８年３月 31 日までとする。

3　業務内容

当市が指定した車両について、別紙１に掲げる車検及び定期点検整備等を道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）並びに関係法令に基づき実施すること。

4　対象車両及び点検整備予定表

別紙２のとおり

5　整備車両の通知

当業務は、１か月単位で実施するものとし、整備車両については、実施する月の前月までに当市から通知する。なお、４月分の整備車両については、契約締結後速やかに当市と協議し実施するものとする。

6　追加整備

業務履行中に不具合箇所を発見した場合は、遅滞なく当市に連絡して指示を受けること。なお、当市に連絡せずに不具合箇所の整備を実施した場合、これに係る費用は、受託者負担とし、受託者の責任において整備を完了させること。

7　中間検査

必要に応じ当市が実施するものとし、必要事項については、その都度指示する。

8　車両の受渡し等

⑴　車両の引取り及び納車を行う場合は、事前に車両の配置場所に連絡すること。
（別添「札幌市消防局所在地一覧表」参照）

⑵　車検完了後は、「自動車検査証」、「自動車検査証記録事項」、「自動車損害賠償責任保険証明書」及び「定期点検整備記録簿」を当市に引き渡すこと。

⑶　定期点検整備完了後は、「定期点検整備記録簿」を当市に引き渡すこと。

⑷　各整備完了後は、「自動車台帳」の点検整備記録欄に、別紙１の記入例を参考に整備区分を記入するほか、各整備区分に準じた整備内容（部品交換含む）及び追加整備があれば、その内容を記入し押印すること。

⑸　定期点検整備時においても、「自動車検査証」及び「自動車検査証記録事項」の記載事項を必ず確認すること。

9　提出書類

毎月末に当月分の履行状況について、速やかに完了届（別紙３）により報告すること

（ただし、３月分の完了届は３月 31 日までとする）。

なお、完了届には、消防車両等整備業務内訳書（別紙４）を添付すること。

また、業務の履行確認資料として、車検については、「自動車検査証記録事項」、「自動車損害賠償責任保険証明書」及び「定期点検整備記録簿」の写しを各１部、各定期点検整備については、「定期点検整備記録簿」の写しを各１部、それぞれ添付すること。

10　支払要件

完了届の提出後、委託者が実施する検査に合格した日以降、本市指定の請求書により請求することとし、支払については、適正な請求を受けた日から 30 日以内に支払うものとする。

11　その他

⑴　整備期間内（車両の引取り及び納車時を含む。）において、万一事故（物損等の車両事故のみならず、車載物品の紛失事故を含む。）が発生した場合は、受託者が一切の責任を負うものとする。なお、ドライブレコーダーが設置されている車両については、当市担当者の指示がない限り、ＳＤカードの抜き差しはしないこと。

⑵　車両の引取り及び納車時に消防車両等を搬送する際は、交通法令等を遵守し、安全運行に努めること。

⑶　本業務における整備上の不良等に起因する不具合箇所が発生した場合は、受託者の負担により無償で修理を行うこと。

⑷　車両の引取り及び納車時に係る搬送料や燃料費、整備作業に伴い必要となる部品等（別紙１）のほか、本業務に係る全ての費用は契約金額に含めること。

⑸　点検整備予定表（別紙２）における整備車両、整備区分及び回数等は予定であり、変更する場合がある。また、引取り及び納車場所は車両保管場所の都合により変更することがある。

⑹　出動等により車両の引取り又は納車ができない場合は、当市に連絡し、その対応について協議するものとする。

⑺　当市が車両を搬入、搬出する整備では、整備完了まで当市職員が受託者の事業所等で待機する。また、出動等で当市職員による搬入が遅れる場合は、その対応について協議するものとする。

⑻　業務内容（別紙１）に示す「整備日数及び時間等」は、受託者の定休日等にかかわらず、原則として、入庫から納車までの連続した日数（時間）とする。

⑼　本仕様書に疑義が生じた場合は、当市と協議するものとする。

（連絡先：札幌市消防局総務部施設管理課装備係　℡215-2030 Fax271-0620）

業　務　内　容（普　通）

別紙１

整備区分 実施項目	車　検 ［ＡＴ車］	１年定期点検整備
整備作業	・法第 47 条の２ ・法第 48 条 ・法第 62 条 ・シャシ及びボディ洗浄 ・保安確認検査 ・シャシブラック塗装 ・補機バッテリー充電 ※その他２参照	・法第 47 条の２ ・法第 48 条
部品交換	・エンジンオイル ・オイルエレメント ・ブレーキフルード	・エンジンオイル ・オイルエレメント
	点検整備及び分解整備等に伴う再使用不能部品	
点検整備記録欄への記入例	２年定期点検整備及び車検（継続検査）	１年定期点検整備
車両の受け渡し方法	受託者の引取り及び納車	
整備日数及び時間等	３日間	約 24 時間
	受託者の引取開始時間：午前９時半（時間が前後する場合は事前に車両配置場所へ要連絡） 引取り及び納車場所　：当市の指定場所（引取り及び納車前に要連絡）	
受託者が供給する部品等	ランプバルブ、割ピン、ボルト類、ワッシャー、パッキン、ナット、グリス、補充用油脂類、補充用冷却水（LLC）及びバッテリー液等の部品、並びに各種クリーナーやウエス等の清掃用品とする。（ランプバルブは、ハロゲンバルブ等の特殊な部品を除く。）	

そ　の　他	
法第 62 条に伴う諸費用	継続検査に要する諸費用は、受託者が負担すること。 （継続検査申請書、自動車検査手数料印紙及び検査代行手数料等）
	自動車損害賠償責任保険証明書及び自動車重量税印紙は、当市から支給する。（受領印持参）

１　交換する部品は、原則として自動車メーカーの純正部品を使用すること。ただし、当市が指定した部品及び油脂類（ATF を除く）は、規格が同一であれば交換可能とするが、自動車メーカーにおいて、環境性能、安全性及び走行性能等の理由から部品を指定している場合は、このただし書きを適用しない。

２　下記型式の２年定期点検整備及び車検では、補機バッテリーの充電を行うこと。

【ＤＡＡ－ＡＨＲ２０Ｗ】【ＤＡＡ－ＮＫＥ１６５Ｇ】【ＤＡＡ－ＮＨＷ２０】【ＤＡＡ－ＺＶＷ５５】【６ＡＡ－ＺＶＷ５５】

別紙2

点検整備予定表 （普通）

No.	所属	車種	登録番号				初度登録年月	車名	型式	図面番号	T/M	車検満了日	腐食防止	グループ	令和7年度 車検・定期点検実施予定月											
															4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	総務課	局用車	札幌	302	の	5816	H28.1.29	トヨタ	DAA-AHR20W	1	[AT]	R9.1.28	－	乗用										1		
2	総務課	共用車	札幌	303	す	8743	R2.3.16	トヨタ	DAA-ZVW55	1	[AT]	R7.3.19	－	乗用												1
3	総務課	連絡車	札幌	503	ま	6873	H28.2.1	トヨタ	DAA-NKE165G	1	[AT]	R9.1.31	－	乗用										1		
4	職員課	連絡車	札幌	503	ま	6466	H28.1.28	トヨタ	DAA-NKE165G	2	[AT]	R9.1.27	－	乗用										1		
5	施設管理課	連絡車	札幌	503	も	3163	H29.2.16	ニッサン	DAA-GNC27	3	[AT]	R8.2.15	－	乗用											車	
6	教務課	連絡車	札幌	303	す	8744	R2.3.16	トヨタ	DAA-ZVW55	4	[AT]	R7.3.26	－	乗用												1
7	教務課	連絡車	札幌	503	も	3161	H29.2.16	ニッサン	DAA-GNC27	4	[AT]	R8.2.25	－	乗用											車	
8	査察規制課	査察車	札幌	302	ほ	3485	H29.2.16	ニッサン	DAA-HNT32	6	[AT]	R8.2.19	－	乗用											車	
9	予防課	連絡車	札幌	503	ひ	4725	H27.3.12	トヨタ	DAA-NKE165G	5	[AT]	R8.3.20	－	乗用												車
10	消防救助課	連絡車	札幌	504	と	5770	R3.1.27	ニッサン	5AA-GNC27	9	[AT]	R7.7.31	－	乗用				車								
11	救急課	連絡車	札幌	503	ひ	5346	H27.3.18	トヨタ	DAA-NKE165G	8	[AT]	R8.3.24	－	乗用												車
12	中央	連絡車	札幌	301	ほ	2608	H21.1.19	トヨタ	DAA-NHW20	13	[AT]	R8.1.18	－	乗用										車		
13	北	連絡車	札幌	301	の	4682	H19.11.22	トヨタ	DAA-NHW20	20	[AT]	R8.11.25	－	乗用								1				
14	北	査察車	札幌	503	も	3160	H29.2.16	ニッサン	DAA-GNC27	20	[AT]	R8.2.15	－	乗用											車	
15	東	連絡車	札幌	303	ち	5761	R3.2.19	トヨタ	6AA-ZVW55	29	[AT]	R7.7.25	－	乗用				車								
16	東	査察車	札幌	503	ま	8254	H28.2.19	トヨタ	DAA-NKE165G	29	[AT]	R9.2.25	－	乗用											1	
17	白石	連絡車	札幌	301	な	7654	H18.11.30	トヨタ	DAA-NHW20	36	[AT]	R7.11.29	－	乗用								車				
18	厚別	連絡車	札幌	301	な	7655	H18.11.30	トヨタ	DAA-NHW20	42	[AT]	R7.11.29	－	乗用								車				
19	厚別	査察車	札幌	503	ひ	4724	H27.3.12	トヨタ	DAA-NKE165G	42	[AT]	R8.3.17	－	乗用												車
20	豊平	連絡車	札幌	301	の	4681	H19.11.22	トヨタ	DAA-NHW20	46	[AT]	R8.11.21	－	乗用								1				
21	豊平	査察車	札幌	504	ち	6455	R2.2.28	ニッサン	DAA-GNC27	46	[AT]	R8.12.25	－	乗用									1			
22	清田	連絡車	札幌	301	ほ	2610	H21.1.19	トヨタ	DAA-NHW20	52	[AT]	R8.1.29	－	乗用										車		
23	清田	査察車	札幌	503	ま	8255	H28.2.19	トヨタ	DAA-NKE165G	52	[AT]	R9.2.18	－	乗用											1	
24	南	連絡車	札幌	303	ち	5756	R3.2.19	トヨタ	6AA-ZVW55	56	[AT]	R7.12.25	－	乗用									車			
25	西	連絡車	札幌	301	つ	6114	H18.2.28	トヨタ	DAA-NHW20	63	[AT]	R9.2.27	－	乗用											1	
26	西	査察車	札幌	504	ち	6456	R2.2.28	ニッサン	DAA-GNC27	63	[AT]	R8.12.25	－	乗用									1			
27	手稲	連絡車	札幌	303	ち	5755	R3.2.19	トヨタ	6AA-ZVW55	68	[AT]	R7.12.19	－	乗用									車			
28	中央	査察車	札幌	480	て	467	R6.1.22	ホンダ	5BD-JJ2	13	[AT]	R8.1.21	－	軽							車短					
29	中央	査察車	札幌	480	く	5662	H24.2.29	ニッサン	GBD-U72V	13	[AT]	R8.2.28	－	軽											車	
30	北	査察車	札幌	480	か	8913	H22.3.2	スバル	GBD-TV2	20	[AT]	R8.3.5	－	軽											車前	
31	東	査察車	札幌	480	て	466	R6.1.22	ホンダ	5BD-JJ2	29	[AT]	R8.1.21	－	軽							車短					
32	白石	査察車	札幌	582	す	4684	R7.2.7	スズキ	5AA-MK94S	36	[AT]	R10.2.6	－	軽					1							
33	白石	査察車	札幌	480	く	2416	H23.9.26	ホンダ	EBD-HH6	36	[AT]	R7.9.25	－	軽						車						
34	豊平	査察車	札幌	582	さ	2591	R6.10.11	スズキ	5AA-MK94S	46	[AT]	R9.10.10	－	軽						1						
35	南	査察車	札幌	582	す	4682	R7.2.7	スズキ	5AA-MK94S	56	[AT]	R10.2.6	－	軽						1						
36	南	査察車	札幌	480	て	465	R6.1.22	ホンダ	5BD-JJ2	56	[AT]	R8.1.21	－	軽					車短							
37	西	査察車	札幌	582	す	4683	R7.2.7	スズキ	5AA-MK94S	63	[AT]	R10.2.6	－	軽						1						
38	手稲	査察車	札幌	480	か	8914	H22.3.2	スバル	GBD-TV2	68	[AT]	R8.3.5	－	軽											車前	

【凡例】

［車・車前・車短］ ２年定期点検整備及び継続検査、［1］1年定期点検整備

［AT］ オートマチックトランスミッション

※ 整備予定車両は変更する場合がある。

※ 整備車両、整備区分及び回数等は予定であり、これを保証するものではない。

※ 「引取・納車」場所は、所属配置場所と異なる場合がある。

※ 登録番号欄等に数字等の記載がない場合は、契約締結後に通知する。

※ 車検満了日は、令和7年3月1日現在のものである。

グループ	整備区分	各月予定回数												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
乗用	1年								2	2	3	3	2	12
	車検				2				2	2	2	4	3	15
軽	1年					1	3							4
	車検					1	1	2				3		7
合計					2	2	4	2	4	4	5	10	5	38

役務－第９号様式　完了届　　別紙３

完　了　届

年　　月　　日

（あて先）札幌市長

住　　所
商号又は名称
職　・　氏　名　　印

名　称　　消防車両等整備業務（普通）　〇〇月分

上記役務は、　　年　　月　　日に完了したのでお届けします。
（なお、完了した役務の内容は、作業日誌等にて逐次報告したとおりです。）

備考　札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

（以下、札幌市使用欄）

受付	年　　月　　日	完了を確認した職員	印

課　長	係　長	係

上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、　　年　月　日に検査を実施してよろしいか。

検査員　　職　　氏　名

立会人　　職　　氏　名

備考　立会人を省略する場合は、伺い文の「及び立会人」と「立会人　職　氏名」の部分に二重線を引いて使用すること。

別紙4

消防車両等整備業務内訳書（普通）

月分　　受託者名

納車日	登録番号4桁	車名・型式	整備区分	契約単価（円）（税込）	車検満了日	追加整備
			車検・1			有 ・ 無
			車検・1			有 ・ 無
			車検・1			有 ・ 無
			車検・1			有 ・ 無
			車検・1			有 ・ 無
			車検・1			有 ・ 無
			車検・1			有 ・ 無
			車検・1			有 ・ 無
			車検・1			有 ・ 無
			車検・1			有 ・ 無
			車検・1			有 ・ 無
			車検・1			有 ・ 無
			車検・1			有 ・ 無
			車検・1			有 ・ 無
			車検・1			有 ・ 無
			車検・1			有 ・ 無
			車検・1			有 ・ 無
			車検・1			有 ・ 無

※　整備区分は該当するものを〇で囲むこと。
※　整備区分のうち丸囲み数字は当市による搬入搬出を表す。

合計請求金額（税込）	円

注意：合計請求金額は小数点以下を切り捨てとする。

別 添

札幌市消防局所在地一覧表（令和7年4月）

№.	本部及び署・所名	住　　所	電話番号
1	消防局　総務部　総務課(4F)	中央区　南4西10	215-2010
2	消防局　総務部　職員課(4F)		215-2020
3	消防局　総務部　施設管理課(3F)		215-2030
4	消防局　総務部　教務課(消防学校)	西区　八軒10西13	616-2262
5	消防局　予防部　予防課(3F)	中央区　南4西10	215-2040
6	消防局　予防部　査察規制課(3F)		215-2050
7	消防局　警防部　消防救助課(6F)		215-2060
8	消防局　警防部　救急課(6F)		215-2070
9	№.7所属　消防航空係(消防航空隊)	石狩市新港東2丁目1-2	0133-62-4119
10	№.8所属　救急指導係（救急ワークステーション）	中央区　北11西13	736-1238
11	消防局　警防部　指令課一・二・三課(5F)	中央区　南4西10	215-2080
12	中央消防署　警防課(2F)		215-2130
13	中央消防署　予防課(2F)		215-2120
14	中央消防署　桑園出張所	中央区　北4西22	631-1336
15	中央消防署　宮の森出張所	中央区　宮の森2-11	642-9111
16	中央消防署　豊水出張所	中央区　南8西2	518-9119
17	中央消防署　幌西出張所	中央区　南11西21	561-2419
18	中央消防署　山鼻出張所	中央区　南23西10	561-2416
19	北消防署　警防課	北区　北24西8	737-2100
20	北消防署　予防課		
21	北消防署　あいの里出張所	北区　あいの里2-1	774-0119
22	北消防署　篠路出張所	北区　篠路2-4	771-2510
23	北消防署　屯田出張所	北区　屯田5-10	771-0311
24	北消防署　新琴似出張所	北区　新琴似8-4	761-0718
25	北消防署　新光出張所	北区　新琴似1-12	764-8844
26	北消防署　新川出張所	北区　新川1-3	761-1333
27	北消防署　幌北出張所	北区　北15西5	746-1924
28	東消防署　警防課	東区　北24東17	781-2100
29	東消防署　予防課		
30	東消防署　丘珠出張所	東区　北丘珠1-2	784-5119
31	東消防署　栄出張所	東区　北46東14	751-1381
32	東消防署　北栄出張所	東区　北39東1	731-1566
33	東消防署　札苗出張所	東区　東苗穂4-2	782-7019
34	東消防署　苗穂出張所	東区　北8東11	750-0119

№.	本部及び署・所名	住　　所	電話番号
35	白石消防署　警防課	白石区　南郷通6丁目北	861-2100
36	白石消防署　予防課		
37	白石消防署　元町出張所	白石区　菊水元町8-2	874-9238
38	白石消防署　菊水出張所	白石区　菊水上町1-3	811-1615
39	白石消防署　北郷出張所	白石区　北郷3-6	871-8235
40	白石消防署　東白石出張所	白石区　本通18北	864-9111
41	厚別消防署　警防課	厚別区　厚別中央1-5	892-2100
42	厚別消防署　予防課		
43	厚別消防署　厚別西出張所	厚別区　厚別西3-5	894-3119
44	厚別消防署　もみじ台出張所	厚別区　もみじ台北7	897-4119
45	豊平消防署　警防課	豊平区　月寒東1-8	852-2100
46	豊平消防署　予防課		
47	豊平消防署　美園出張所	豊平区　豊平1-12	831-7930
48	豊平消防署　平岸出張所	豊平区　平岸1-11	831-3901
49	豊平消防署　西岡出張所	豊平区　西岡4-6	852-5119
50	豊平消防署　東月寒出張所	豊平区　羊ヶ丘1	851-2515
51	清田消防署　警防課	清田区　平岡1-1	883-2100
52	清田消防署　予防課		
53	清田消防署　北野出張所	清田区　北野7-5	881-5171
54	清田消防署　里塚出張所	清田区　里塚1-4	883-1119
55	南消防署　警防課	南区　真駒内上町5	581-2100
56	南消防署　予防課		
57	南消防署　澄川出張所	南区　澄川4-6	811-2611
58	南消防署　川沿出張所	南区　川沿2-3	571-2002
59	南消防署　定山渓出張所	南区　定山渓温泉西1	598-2384
60	南消防署　石山出張所	南区　石山2-4	591-8358
61	南消防署　藤野出張所	南区　藤野2-3	593-1119
62	西消防署　警防課	西区　発寒10-4	667-2100
63	西消防署　予防課		
64	西消防署　八軒出張所	西区　八軒1東3	612-0119
65	西消防署　西野出張所	西区　西野3-2	661-1812
66	西消防署　平和出張所	西区　平和2-3	661-2822
67	手稲消防署　警防課	手稲区　手稲本町2-5	681-2100
68	手稲消防署　予防課		
69	手稲消防署　曙出張所	手稲区　前田6-16	681-1119
70	手稲消防署　稲穂出張所	手稲区　稲穂3-6	682-7477
71	手稲消防署　前田出張所	手稲区　前田6-5	694-6119
72	手稲消防署　西宮の沢出張所	手稲区　西宮の沢4-1	662-6690